

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和3年5月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年5月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

センテラス天文館（Centerrace TENMONKAN）

鹿児島市千日町1番1 他53筆

### 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者

千日町1・4番街区市街地再開発組合 理事長 牧野田栄一

鹿児島市照国町3-21 第2大見ビル406号室

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年4月1日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,815平方メートル

### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物南東側 隔地 249台

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南東側 隔地 327台

#### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設1 建物西側 61平方メートル

荷さばき施設2 建物南側 49平方メートル

荷さばき施設3 建物東側 28平方メートル

#### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設1 建物西側 50立方メートル

廃棄物保管施設2 建物南側 16立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 未定（コンビニエンスストア） 24時間

イ 未定（その他） 午前7時から午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 隔地駐車場東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 午前6時から午後6時

荷さばき施設2 午前6時から午後6時

荷さばき施設3 午前2時から午前6時

7 届出年月日

令和3年5月13日